



報道発表資料の配付日時 1月30日(月) 11時00分

発表項目 (行事名)	令和4年度(2022年度)宗谷地域野生鳥獣対策連絡協議会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>次のとおり開催しますのでお知らせいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 目的 宗谷管内における野生鳥獣に係る被害状況などについて情報共有を図り、関係機関が協力して今後の対策などを検討、推進する。</p> <p>2 日時 令和5年(2023年)2月28日(火)</p> <p>3 場所 北海道宗谷合同庁舎 4階大会議室(オンライン併用)</p> <p>4 内容(予定) 別添次第等を参照ください。</p> <p>5 参集範囲(予定) 各市町村担当課職員 各警察署 国の出先機関(森林管理署・開発建設部・自然保護官事務所) 関係企業団体(猟友会・農業協同組合・森林組合等)</p>		
参考			

報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所)	

担当 (連絡先)	保健環境部環境生活課 課長: 渡部 学 TEL: 0162-33-2919 自然環境係長: 曾我 浩二 TEL: 0162-33-2922		
-------------	---	--	--

別紙 令和4年度(2022年度)宗谷地域野生鳥獣対策連絡協議会開催案

日時：令和5年(2023年)2月28日(火) 13:30～

会場：北海道宗谷合同庁舎4階大会議室

◇次第案

予定時間	内容
13:30 ～ 13:30	開会
13:30 ～ 13:35	開会挨拶
13:35 ～ 13:55	野生鳥獣被害の状況等(特にエゾシカ・ヒグマ)について
13:55 ～ 14:10	野生鳥獣被害対策等について
14:10 ～ 14:20	関係機関からの情報提供
14:20 ～ 14:30	質疑応答
14:30 ～	閉会

◇参集範囲(予定)

市町村	関係市町村
国	林野庁北海道森林管理局宗谷森林管理署
	国土交通省北海道開発局稚内開発建設部
	国土交通省北海道開発局留萌開発建設部
	環境省北海道地方環境事務所稚内自然保護官事務所
企業・団体	北海道猟友会管内各支部
	各農業協同組合
	各森林組合
	北海道旅客鉄道株式会社名寄保線所稚内保線管理室
警察	各警察署
北海道	宗谷総合振興局産業振興部農務課
	宗谷総合振興局産業振興部林務課
	宗谷総合振興局産業振興部森林室
	宗谷総合振興局稚内建設管理部
	宗谷総合振興局保健環境部環境生活課

宗谷地域野生鳥獣対策連絡協議会設置要領

(目的)

第1条 宗谷総合振興局管内におけるエゾシカ及びヒグマ等の野生鳥獣の適正な保護又は管理及び農林業被害の防止並びに人身事故や交通事故の防止等について、関係機関相互の連携を図りながら、情報や認識を共有するとともに、その方策について協議するため、「宗谷地域野生鳥獣対策連絡協議会」(以下、「協議会」という。)を開催する。

(協議事項)

第2条 協議会は、エゾシカ及びヒグマ等の野生鳥獣に係る次の事項について協議する。

- (1) エゾシカ及びヒグマの適正な保護又は管理に関すること。
- (2) エゾシカ及びヒグマによる人身事故や交通事故等の防止の推進に関すること。
- (3) 野生鳥獣による農林業被害等の防止対策の推進に関すること。
- (4) エゾシカの有効活用に関すること。
- (5) その他必要と認める事項。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関及び団体等をもって構成する。

2 会長は、宗谷総合振興局保健環境部くらし・子育て部長をもって充てる。

3 会長は、必要がある場合、構成員以外の者に協議会への出席を求めることができる。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

(部会)

第5条 第2条の協議事項について検討を行うため、協議会は部会を設置することができる。

2 部会の協議事項、構成員等は部会毎に定める。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、宗谷総合振興局保健環境部環境生活課におく。

2 部会の庶務は、協議事項により関係課において行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

2 協議会は、設置の日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、対策協議会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 協議会は、北海道エゾシカ対策推進条例第19条第2項に定めのある地域協議会及び北海道ヒグマ保護管理計画第4章1の(1)に記載の地域協議会として位置付ける。

附 則

1 この要領は、令和 3年12月27日から執行する。

2 この要領は、平成30年11月29日から施行する。

3 この要領は、平成28年11月16日から施行する。

4 この要領は、平成26年12月11日から施行する。

5 この要領の施行に伴い、「宗谷総合振興局エゾシカ対策連絡会議開催要領(平成21年2月20日施行)」及び「宗谷総合振興局ヒグマ対策連絡会議開催要領(平成25年3月21日施行)」は廃止する。